誓約書

私は、佐賀県住生活基本計画（令和８年度版）策定業務委託の公告において、提案書の提出をもとめる者に関する事項として、求められる以下の内容のいずれにも該当しないことを誓約します。なお、この誓約書及び添付資料のすべての記載事項は事実と相違ないこと並びに下記の１から５までの事項のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

また、この誓約にかかる業務の委託契約の相手方となった場合において、下記の５の事項に該当する者を再委託契約その他の契約（２次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合においては、県からの求めに応じ、当該再委託契約等を解除することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又は、この誓約書の提出日からこの誓約に係る業務の完了までの将来においてこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、県が必要な場合には、下記の５の事項に関して佐賀県警察本部に照会することを承諾するとともに、照会で確認された情報を今後私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当する者

２　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

３　参加資格確認申請書提出期限日の６か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者

４　本業務の他の参加資格確認申請書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者

５　佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第２条第４号に規定する暴力団等

　※　佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第２条第４号に規定する暴力団等とは、以下のとおりである。

　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

　イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　ク　役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他団体又は個人

　ケ　イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

佐賀県県土整備部建築住宅課長　様

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名